



かねるものを持つておるのであります。で医学上又薬学上今日の公認せられた許可薬の種類のうちで、医家が薬局に、薬局とは申さないかも知れません。薬室に持つべき最小限度の範囲、その投薬のための操作、そういうことは果して調剤なのか、それをも理想として或いは現実として禁止しなければならないというようなものかどうか、といった根本の問題、それを学術的にも、或いは医師というものを養成しておいでになります医師の技能責任の上からも解説して頂きたいのが私の希望であります。これは私も委員長を要求いたします。私は委員長を願ひました。ならば、この法律案の審議は非常に順調に進むものと思う。私どもかようやく重大なる七十年來の懸案に終止符を打とうというのでありますから、どうも責任の重さに堪えかねておるので、その点につきましての本日は時間を取りましても、國民に納得の行くところまで御説明を頂きました。参考に資したいといふのが、私どもの仲間の希望であります。どうぞそういう希望を御斟酌下さいまして御陳述を頂きたい。その上でなお疑問の点は後刻ゆづりて各の項目に亘つてお尋ね申上げたい、かように思うものであります。

長から數項目にわたった項目をお示した  
なつたのであります、なお附加えま  
して、そのほかに今日問題となつてお  
りまするいわゆる強制医薬分業といふ  
ことにつきまして、各位がこれは個人  
的でも一向差支ないのであります  
それぐれこれに対する御意見をお述べ  
願つたならば私どもの非常に参考にな  
ることとと思うのであります。どうぞそ  
の点を、私から特に委員長の先ほどお  
話になりました数項のはかにお附け  
加えさして頂きたいと思います。  
○委員長 山下義信君 それでは見玉  
証人から御証言をお願いいたします。  
○証人(見玉桂三君) 先ほど委員長か  
らいろいろお尋ねの各項目がございま  
したが、その第一点の医学教育におき  
まして、どの程度調剤の問題を教えて  
おるかという御質問に対しまして、東  
京大学医学部の学生に教えております  
ところを私からお答え申上げたいと存  
じます。

期におきまして、臨床薬理学というものがございまして、これに対しましては、七・五時間の時間を與えてそこで講義がなされておるわけであります。全体すべての私どもの医学教育に使つております時間のペーセンテージから申しますと、医学教育基準では四%となつておりますが、私のほうでは合せまして三・五%に少し足りないくらいになつておりますが、そういうふうな時間の振合いになつております。その間におきまして処方学及び調剤学の面におきましても十分とは申されませんが、最小限度に必要なところの課程は教えておるのであります。それで、その内容は、先般担当の小林教授にお伺いしましたところが、小林教授は、京都大学の前教授でありますのであります。森島庫太先生が書かれました処方学といふ本の改訂第七版、これを一つ見てくれと私の所に持つて来られたのであります。大体これにあります内容のことを一通り教えておられるのであります。これは僅か百四ページくらいの書物でございますが、この処方学といふ教科書の中には、薬品の取扱い方、それから保存方法、それから配合禁忌の問題、それから散薬はどうして作るか、丸薬はどうして作るか、錠剤はどうして作るかといふなどもあり、大体これに書いてあるようなのであります。この教科書の内容を今申しますと、薬理学の講義のなかでときどき教えておるのであります。従つて東大卒業しました学生といふものは、大体自分で処方箋も書き、そうしてその処方に書きましたところのいわゆる調剤するための能力は一応持つておるというふうに私は考えるのであります。それで薬理学のほう

題とは別個の問題だらうと私は考えております。従つて調剤技術というものは、それほどむずかしい問題ではなくて、今述べましたように、「一応化学的な操作ができる」という基礎がありますが、人間であるならば、割合に楽にできることがあります。従つて私は医師に調剤能力なしということは決して言えないだらうと思います。むしろ医師に調剤能力があるというふうに思つております。

以上が医学教育の面におきましてどういうふうに調剤が教えられておるか、又その医師にその能力がありやなしやという問題であります。

なおいろ／＼お尋ねがあつた中で、どういう順序にお答えしていいのでありますようか、一つ委員長から御指揮を願いたいと思ひます。

○委員長(山下義信君) 証人の証言したいと思う分をお述べ下さつてよろしくござりますし、順序は前後いたしてよろしくございます。

○証人(見玉桂三君) 先ほど有馬さんから医薬分業についてどういうふうにお前は考へておるかといふ意見が述べられましたが、これは私としまして私の考へておることを一つ上げたいと思います。これは社会の進化につれまして、いろ／＼職業といふものがどんどんと専門化して行くということは、これは当然なことであらうと思うのであります。従つて医といふ職業におきましても専門化して行くというふうなことはこれは当然考へられることであります。従つて医といふ職業におきましても専門化したことでおきましても専門化して行くといふふうと思うのであります。それで調剤

ござりますし、なお最近のアメリカなんかにおきましても、尿の検査或いは血液の検査というふうなことにしてもそれ／＼専門家ができて、医者はそちらのほうにやつて頂くというふうなことも行われておるようあります。又最近におきましては、日本におきましても栄養士という一つの職業が法律化されてきておりまして、患者の食事に対しましては栄養士がやつておるというふうにだん／＼となつて来つてあるようです。併しこれは成るほど医者が、自分が一々そういうことに手をかけて行くのには時間が足りないから、自分の最も信用するかた／＼にそういうことをお手助け願つてやつて頂くという建前であります。医者ができないうからやつて頂くという建前ではないと私は信じます。若しそういうふうなことで医者が薬剤師のかたに調剤を任せすということは、たゞ自分のやるべきことを、非常に忙がしいからやはりその専門家の人にやつて頂くということが建前であります。そのことは丁度医者がやはり栄養士の職を兼ねて、そうしてこういう患者にはこういう食物が適当だという処方を書きまして、栄養士にそれを渡していく／＼調剤することをやらずに、栄養士に任すというふうとと同じであらうと思うのであります。若しその場合に、医者に調剤する能力がないということではありますと、丁度医者が栄養士に任すと同じように医者が飯を炊くとか或いはおかずを作るところの調理をする能力がないといふことを法律によつてきめようということと同じだと思うのであります。それは少し私いたしましては、それほど法律で以てそれをきちんと分けなくちや

ならんといふ理由は一つも見出だすことができないと思ひます。ただ医者はそういうかたぐの協力を得まして、そういう建前であつて、お互に協力してやつて行くという建前であると存じます。従つて医薬分業の問題といふものは、そういうふうに考えて参りますと、やはり医者とそれから薬剤師のかたぐがお互に協力して、そうしてやつて頂くという道徳的な面においてお互に手を結ばれることが当然なことでありますと、お互に他の専門を尊重し合う、という建前でありますとして、そこを法律で以て両者をきっちりと区別してしまうということは、私は非常に不必要な問題であるうとこういうふうに考えております。私のはうの医学部におきましては、すでにずっと以前から医学教育といふものと併行して、そうしてやつております。それでお互に両者が話しまして、そうしていい薬を作る。そして互いに研究し合つて、我々の幸福のために努力しておりますような次第であるのであります。でその学校を出ました薬学士ことは結構でありますが、お互にそれが尊敬し合つて、そうして携えて共に民衆の健康のために努力して行くことになります。専門分野をきちつとめることは結構でありますが、お互にそいうふうに考えておる次第であります。それぐの専門をお互いに尊重するということは、誠に私は結構なこと

であるうと思ひます。が、そういうう了解の下に進むと、いうことが、この医薬分業におきましても、当然あるべき姿であろうと、そういうふうに私は考えます。お互に能力がないからといふうなことで以てやりますと、いうと、そこにはいろいろと不都合な問題が生じて来る、実は感じておるのであります。まあそういうふうなわけであります。して、強制医薬分業ということにつきましては、私は反対であります。道徳的にこの問題は解決して行くべき問題であるというふうに考えておるわけであります。

適当かという点につきましては、私今  
日まだはつきりした御意見を申上げる  
ことはできないと思います。

それからして最近の医学の進歩とい  
うものの状態、それが又この医薬分業  
にどういうふうに反映するかというよ  
うなことについての意見を述べるとい  
うような委員長からのお話があつたよ  
うであります。どうもこのいわく／＼  
最近は医学の進歩、特に治療方面にお  
きましての進歩といふものは、最も著  
しいのは抗菌性物質アンチプロテック  
スに関する進歩であろうと私は思いま  
す。ほかにもたくさんあるかと思いま  
すが、これは最も著しいと思します。  
即ちストレptomycinとか、あい  
うふうな生物学的剤、この研究は主  
として医学者の手によつて開始されま  
して、それでだん／＼とそれがまあ製  
薬者、つまり薬学系統のかたの手によ  
りまして作られつつあります。

併し薬学系統のかたよりもむしろ日  
本なんかにおきましての傾向は明治製  
薬でありますとか、或いはその他のあ  
あいうところがやつておりますし、少  
しこの製薬業者の系統とは違つて来て  
おるようであります。でこういう新し  
く発見されました製剤に対しましては、  
は、薬剤師のかた／＼も十分に今後にお  
きましては知識なり、それから取扱  
いなんかをやはり弁えなければいかん  
と思うのであります。が、遺憾なことに  
しろ医薬のほうからの応援で講義をし  
ておるといふような現状だらうと思ひ  
ます。これは将来まあ我々のほうの薬  
学のほうの面を充実いたしまして、是

非とも近い将来におきまして、取入れまして、こういうふうな抗結核剤の講座を医学のほうにおいても置きまして、薬剤師のかたにも十分そういう知識なり取扱いを知つて頂かなければならぬと考えております。今日はまだそこまで進んでおらないような状態であります。そういうふうな新らしい製剤なんかにおきましては、むしろ医学の面からしてそういうものがどん／＼研究されて参つておるということでありまして、その使用方法といふよう調剤といふことは或いは言えないかも知れませんが、そういつたものは、薬学よりもむしろ医学のほうのかたの人間が指導的な立場をとつておるような次第であります。今後どういうものが出で参るかわかりませんけれども、いろいろ／＼そういう面におきましても問題が出ました場合に、調剤の能力調剤ということがそういうものを何ミリとか何グラムとか分けて患者に與えることであるというふうになりますと、そういうことはできないということになりますといううと、これは非常に又差支えが来ることと私は存じます。まあ大体私がお答え申上げることはそんなことでござりますが、よろしくございましょうか。

非とも近い将来におきまして、取入れまして、こういうふうな抗腫瘍剤の講座を薬学のほうにおいても置きまして、薬剤師のかたにも十分そういう知識なり取扱いを知つて頂かなければならぬと考えております。今日はまだそこまで進んでおらないような状態であります。そういうふうな新らしい製剤なんかにおきましては、むしろ医学の面からしてそういうものがどんどん研究されて参つておるということでありまして、その使用方法といふようない、調剤といふことは或いは言えないかも知れませんが、そういうものは、薬学よりもむしろ医学のほうのかたの人間が指導的な立場をとつておるような次第であります。今後どういうものが出て参るかわかりませんけれども、いろいろそういう面をおきましても問題が出ました場合に、調剤の能力調剤ということがそういうものを何ミリとか何グラムとか分けて患者に與えることであるというふうになりますと、そういうことはできないということになりますというと、これは非常に又差支えが来ることと私は存じます。まあ大体私がお答え申上げることはそんなことでござりますが、よろしうございましょうか。

（山下義信著） より  
います。又あとで伺わせて頂きます。  
次に田中証人から御証言をお願いい  
たします。

○証人(田中文男君) 私は証言をいたします前にちよつと私の立場を申上げて置かなければならんと考えます。私は明治四十三年から昭和十五年まで岡山医学専門学校、岡山医科大学になりましたのちにおいても満三十年間

教授として職を勤めており、その間八年間医科大学長をしておつた者であります。その後昭和十五年から自分の診療所を開いて一般患者の診療をしておる者であります。恐らくそういう立場から私をお呼びになつたことと考えます。従つて直接今医学に携つておられませんから、何ぞその点お含みをお願い申上げます。

先ず第一の医科大学におきまして調剤ができるような教育を行われておるかどうかということにつきましては、只今証人のかたが詳しく述べになりますして、私は全くその通りであるといふ感銘を受けました。で岡山医科大学におきましても、私が辞職いたしました昭和十五年の際におきましては、薬理学並びにその中に処方学を含めて、やはり時間は一ヵ年間を通じてほぼ同様でありますし、なお又そのほかに薬理学の実習といふものも施しております。その後私は現状についてよく知りませんので、先般この証人の出頭を求められましたのに、岡山医科大学の薬理学の教授の山崎教授にいろいろ質問をしました。なお又学生にも聞いて見ました。ところが、やはりその当時とほぼ同じようであります。なお調剤のはうにつきましては、薬局長によつて講義が行われておるそつであります。こういう点から考えてみまして、私の過去三十カ年間医職に携つておりました当時と参照いたしまして、岡山医科大学、これはどこの大学でも全く同様と考えますが、岡山医科大学の卒業生が十分調剤はできるのみならず、この薬理的作用といふものにつきましては、却つて或いは失礼かも知れませんけれども、薬学だけをお修め

次にこの医薬分業の是非についてと  
いうことにつきましては、兒玉謹人が  
らもお申しになりましたが、医師は患  
者の診断治療に対して全責任を持たな  
くてはならん。そういう理想を以て患  
者を診断治療しなければならんと私は  
学生にも教え、又自分でもそういうつ  
もりでその理想に近付かんとして努力  
しておるものであります。で診断、治  
療は單に單純なる診察室での診察、治  
療のほかに、なお他の理学的或いは化  
学的、或いは細菌学的、いろいろの補  
助診断治療法があります。御承知の通  
りレントゲン線であるとか、或いは又  
化学的の精密な検査であるとか、或い  
は細菌学の検査であるとか、こういう  
ものもできれば一人の医者がすべてや  
つて、そうして患者を治療することが  
理想だと考えます。勿論この中には調  
剤、投薬は勿論のことでありますし、  
これも二、三十年前まではかなり一人  
の医者がやつた程度にやつて来ておつ  
たのであります。が併しながらいろいろ  
な問題が進歩するにつれ、技術等もい  
ろいろ複雑になりまして、只今のところ  
は簡単なる化学的検査、或いは細菌學  
的検査、或いはX光線の検査等は、簡  
單なものは、それは行い得ますが、少  
し複雑になりますと、これはそれく  
専門家、やはり先ほど兒玉謹人が言わ  
れたごとく、自分が信頼するそれく  
の専門家に依頼してその検査を乞い、  
そうしてこれを診断の参考にし、或い  
は又場合によつては進んでその治療を  
私が調剤のほんとうについて申上げる  
ことがあります。

まして、これはもうすべてやはり医師の責任において施行しなければならないことと考えます。勿論これらのはかに調剤投薬ということは、医療上において最も重要な一面であります。この点は他の技術のごときほど困難なるものではありません。医科大学の卒業生によつて十分行い得るものでありますから、而もその医師が自分の投薬に責任を持ち得る、自分の調剤投薬に責任を持ち得るという点において、患者のためにみずから投薬することができ最も理想的、最も理屈に近いものであると考えます。現在の任意医業分業と申しますか、それが理想に近いものではないかとさえ私は考えてゐるのであります。

小兒科のかたには一層その懶懶が強まつてゐる。こうしたことにつきましては、私はこのたびこの参議院に証人として喚ばれた。それは医薬分業のことである。この好本教授は、少し余談になりますが、たゞもう私と同年くらいの六十八、九歳、夫婦二人だけです。それで別に金銭上の欲望の全くないかたです。これが看護婦も使わず、女中も使わず、二人だけで小兒科の診療を老後の計のためにやつておられるのであります。それのかたが私を一昨日訪問されまして、君は東京へ行くそなうだが小兒科医の私としての立場をよく君呑み込んで置いてくれとねえ。それは自分は、というのは好本……やはり岡山大学の名譽教授ですが、今……。自分は薬を長くやる、殊に慢性の疾患のときは患者に薬の名前を教える。そして或いは薬剤師に頼み薬店から買わせる。そうして飲ましているけれども、急性疾患の場合には、私は自分自身でやらなければ安心できない。小兒においてどういう急変があるかも知れないで、ただ処方箋だけ出してそして薬剤の治療に責任が持てない気持がある。現に母親の前で自分は子供に薬を飲まし、自分で薬を飲ましてやつて見ておることもある。そういう場合を私は皆さんにお伝えして欲しいと言つて来られたのであります。証人以外の言葉でありますけれども、そういう適切な例、注意がありましたし、又

おるくらいのことでありますから、成るほど小兒科及び内科医のかたにおいては一層その医薬強制分業の弊を嘆いておられることがあります。これは却つて医師の責任感を少くするのみなればならぬことであつて、これは必ず国民の不幸になります。先ほど委員のかたから仰せられたごとく、これは重大なる問題であります。この点についてまあ私も嘆び出しを蒙りましたから岡山からくるべく出かけて来たわけであります。ではアメリカに三度参りました。まあとの二度は一ヶ月間くらいずつでしたが、初めは二年半くらいおりました。二年半もおりませんでした。一年余おきました。二年三ヶ月。で多少アメリカの事情に、通じておるわけではありませんが、まあ少しほは知つておるのであります。その間に私は不幸にして、今から考えれば悔しておるのであります。アメリカにおける医薬分業ということについて余り注意をしておりませんでした。併しその当時私が見聞いたしましたことは、私ボストンにおりましたが、ハーバード大学にちよつと学んでおりましたが、私の友達が、やはり日本人で下宿で病気になつた際に、下宿屋の小母さんが心配して医者を呼んで来ました。ところが医者が来て診て、そして病気の容態を察して、これは連れてはいかんというので薬を調剤して自分でくれた。すると工合が非常によくなつたと言つて非常に感謝しておられました。そういうところから、これはアメリカにおいては強制的医薬分業で

はないんだろうとこう考えておつたのであります。が、その後、まあこれは州によつて、アメリカは州によつて法律が非常に違いますから、アメリカ全体一定しておるとは考へませんが、まあ大体そういうふうになつておるのであるまいか。これは何か雑誌で読んだこともあります。法律で以て医者の投薬を禁止していいというのが事実このアメリカの大都市の医師の開業状態を見まするといふと、全く处方箋で以て、薬は処方箋で以て薬局から取るようになつておるらしく見えます。併し私考えまするのに、アメリカの少し大きな都会におきましては、開業するのに日本のごとく一軒の家を構えておる人は殆んどありません。ビルディングの中の一室が二室を自分のオフィスとして、そして開業しておるのです。そうしてそこに病人が来まするならば若し重い病人ならば、内科的病人であります。看護婦兼事務員として女が一人、いいところで二人くらいおります。そうしてそこには病人が来まする病院に連れて行つて、そしてそこに入院させる。そして自分が毎日往診して診ておる。なお外科的疾患でありましたならば、自分の連絡しておる病院にやはり持つて行つてそこで自分が手術する。そして患者を入院させ置く。そうして自分は又毎日縦帶の交換或いはその後の経過を觀察に行つておる。随分莫大なる費用が要りますかもなければ室もない。そういう設備を一々多数の医者が持ておつては到底改良ができないのでありますから、そういう設備になつておりまするという勢いこれは薬はくれと言つても医

薬設備を、実は投薬をする設備、調剤をする設備をこれに附けることができないのです。日本におきましても二三十年ですか、薬療法というものが新しく制定されまして、その規定によりまするといふと、二ヵ年間、本年の七月まででは診療所においては二十四時間以上病人をとめて置いてはいかんという規定になつております。なお場合によつては、もう二ヵ年間これを延期してもいいということであります。これは恐らく今申しました米国のほうの診療所の形式に従わんとしたところであるうと考えますが、これも余談ではありますするが、実際殆んど日本の各都市に焼けてしまつて、今は患者を収容してくれと言つても全体あの診療所の患者を収容し得る病院がない。或いは又交通の不便その他から到底アメリカ流にやつて行けない。今年の七月になつてもやつて行けない。もう二年たつて果してそういう状態に回復されるでしょうか。これは私非常に疑問に思つておられます。これも私は国民の不幸だと思つておりますが、併しながら日本においてはアメリカ流になつて来るだらうと思います。と申しますのはこの際今開業しようと思つて医師が大学を卒業して、そして一定の修練を積んで開業する。随分莫大なる費用が要りますかが要ります。手術する手術室を持ち、いろいろの器械レンタルの装置を購入する。随分莫大なる費用が要りますか、うら、そうして而も四十八時間以上患者を停滯さしておいてはいけないということが、まあ十年先になりますか、五年先に近づいておりますか、漸次なりましよう。そういう場合には私はお

のぞからこの形はやはり医薬分業の形になりまして、任意ではありまするけれども、見たところは強制医薬分業の形になつて來るのではないかと想はれます。まあそういう状態でありますから私は今まで戦災を蒙つて、そしてその蒙つた損害はまだ回復しておらん場合に急激なる変化を、而も法律で以て医者の調剤権を取つてしまおうとするようなことはちよつと私は、少くとも薬剤師のかたにもこういう点を御考慮下さつて、そしてその表立つて私は喧しく言わずに、先ほどやはり児玉証人も申されたごとく、道徳的にお互いに手を振り合つて、そして自然の推移、そしてその間に我々も又薬剤師のかたも協力一致して自然の進路に任して行つてはどんなものであらかと私は考えております。大学の現職におりませんからそのほかのことはちよつと答弁はお許しを願います。これだけ申上げます。

○証人(黒川利雄君) 次は東北大医学部長黒川利雄君から御証言をお願いいたします。

○証人(黒川利雄君) お尋ねのことではあります、私どもの医学部には薬学科を持っておりませんので、薬学のことを関しては申上げる能力を持たないであります。私の大学でもやはり近い講義並びに実習をいたしております。と申しますのはこの際今開業しようと思つて医師が大学を卒業して、そして一定の修練を積んで開業する。随分莫大なる費用が要りますかが要ります。手術する手術室を持ち、いろいろの器械レンタルの装置を購入する。随分莫大なる費用が要りますかが要ります。手術する手術室を持ち、

4%以上でありますか、百七十時間に近い講義並びに実習をいたしております。处方調剤学につきましては、二年生の三学期におきまして、一月から三月までの間に处方調剤学という講義があります。従つて私は内科学の講義を毎週二時間ずつございます。その内容は处方の総論、その総論の中には薬局

しますよりも、大学にずっと勤めておられますから、多くの場合处方箋を発行いたしまして、薬局でこれを調剤しておるほうが多いのですが、併しながら調剤権が若しないということになれば、非常な不便を来たすのではないかと思うのであります。例えば私は内科でありますから、虫垂炎、俗に申します盲腸炎の手術はまあ実際にはやらないのであります。実際に行いませんが、併しながら私が虫垂炎の手術をする権利を奪われるということは、非常な苦痛ではないかと思うのであります。将来そういうことを修練すれば幾らでもできる能力を與えられるようになります。従つて私は強制的な医業の分業には賛成いたしかねるよう思つのであります。教育されておると想つのであります。

のほうでは調剤に直接関係は少ないのであります。併しながらそのほかに実際に薬品を学生が自分でとつて薬品を使いまして、実習しますのは、むしろ生化学のほうでこれで相当薬品の取扱い方を練習することができます。それからこの調剤の理論というようなことは勿論大切ですが、併しながら実際に当つてですね、処方する人間が、自分の処方した薬の色も臭も味も知らないようなことではならないのでありますから、そういうようなことについては、特に大阪は土地柄でもあります、やはり開業する人間が多いのでありますまして、特に臨床のほうで、この外来実習と申しまして、参りました患者について、学生が実習するのであります。そのときに、或いは又この患者を講堂に連れて参りまして、そこで教授がその患者について講義をいたします。そのほか卒業後一カ年間のインターイン生活、そういつたとき折に触れ機に臨んで、そういつたことについて注意を十分に與えるようにしていきます。ということは、これは福島院長の話でありまして、そうして、現にこれは現在は今改版中であります。院内申合せ大人で一日にどれくらいやるものか、或いは又極く一般的に使われる処方、それから極量の問題、或いは小兒についてどんなふうに使うかというようなことを一々書きました申合せといふものを、これを学生に皆渡しております。それから今まで、そうしてその後終戦後年限が伸びましたので、本年最

後卒業生が出来ましたが、この附屬医学専門部の学生であります。これも専門部であつても、これもやはり一週一時間一学期間ずつと来ておりまして、こういつたものも参考を持つて参りました。それで卒業生が調剤能力がないというようなことは、これは全く考えられないことで、又現に内科などでありますと、卒業試験の際にやはり处方もつけるようになつております。ただこれは実際に臨んで練習すればそうむずかしいことはないのですから、私のほうには本年度から薬学科というものが医学部の中に新発足いたしましたが、これはもと大阪の製薬業者の集まりが作つておつた私立の専門学校でありまして、この建物なり設備なりを国家に寄附すると申しまして、一昨年それが阪大の中に入りました。その後入学生も取らず、そうして附属薬学専門部、そして本年の三月、これは廃止になりました。そうして新たに陣容を立て直して、そうして薬学部というのができましたのであります。もとより大阪というところは製薬業者の多いところでありますて、その中における調剤学というものは、これはまだ本年から発足したところでありますから、そういうものがまだできておりません。併し完成いたしましたでも、これはその中においてはんの小さい位置を占めるもので、やはり大きなところは薬品の性質とかあるいは製薬でありますとか、或いは合成

であるとか、或いは分析とか、そういったことが主たるものでありまして、医学部におきまして、医学科の学生たちが卒業するまでに、又卒業後一ヵ年間のインターーン生活というものをやりました。その間に受けた教育によつて調剤能力なしということは絶対に言えない、私はかう存しております。

それで分業、医薬分業が可であるか不可であるかという問題であります。これは勿論さつき児玉部長も言われましたように、だん／＼世の中が進んで参りますれば、分業が行われて来ることは、これはもう理の当然であります。ところが併しながらそれかといつて、医者にしてはならない、調剤してはならないというのが、どうも行き過ぎではないかと思うのであります。処方箋の公開とか、そういう問題につきましても、私はだん／＼人間を余りに動物扱いし、又機械扱いするのではないかと思ふのであります。人間といふものは、勿論人間の治療に当りますしては、最近の学問の進歩に従つて治療するのであります。これは決して物理的、化学的だけではないのであります。人間には人間としてもつとほかの動物から比べて進んでおるところの脳髄、その働き、精神、精神を忘れてこの医療ということは行われない、かようく感じます。私も実際治療には当つておりますけれども、私もこの点は学生に申します。医師といふものは決して患者の病気そのものを直すだけが目的ではないのです。治療に際してですね、それらの患者の気持ちでも、考え方でも正しく向けて行くようにするだけの修養をす

へきてあるということを言つておられます。動物の例を引きましたが、私もいろいろ、動物実験をやつております。併しながら兎のよくな、あんな下等な動物でさえも個体別の差違というものは相当あります。まして人間ににおいておや。ですからあの機械文明のアメリカにおいてさて、最近はサイコソマチック・メディシン、精神の肉体に対する影響を強く考えるところの医学。そういつたものが盛んに唱導されて来ておるようになります。いろいろ、そいつしたことについて実例を申上げてもよろしいですが、これは私の話が少しそれると思いますから申しませんが、それから医学の進歩と医師との関係であります。これは何と申しましても、やはり医学は日本の各種の科学の中においては相当優れた位置を持つておると私は信じております。この医学の進歩にはどうしても研究を除くことはできないのであります。その際にやはり、私の方では今まで薬学科のほうがありましますのは、やはり医学者がその頭により、そうしてそれを実際化して行くのであります。それが、その際にやはり、このほうでは今まで薬学科のほうがありませんでしたから、いろいろな薬剤に関する問題はこれは理学部のほうに頼んで、そうしていろいろ合成してもらつたり何かして、実験をやつております。そのほかいろいろな抗菌性の、殊に微生物なんかに關します治療の問題であります。それが、こういつたものは私どものほうに微生物病研究室所といふものがありまして、そこでやはり医学者が主となつてやつております。そういう分一人でやるというわけではありませんが、その研究を進めて行く上にお

て、いろいろ必要があれば専門のかたの知識を拜借し、又技術を拜借しておるのであります。であるからといって我々がそいつたことにタッチしてはいけないと、いうことは私ではないと思思います。例えばいろいろな実験をするに当つて、設計をしたりしまする場合でも、やはり大体のプランとか、又我々の中にもいろいろ特技のある人がありまして、そうしてそれらの人が自分でときには作らなければならん場合もあります。又或る種の試薬などに關しましては、これはどうしてもアメリカのよくなところでありますと、割合に簡単に手に入るものでも、我々のほうでは実際にそれを研究室の中で骨を折つて作つておるという場合も多々あります。それから医者が過剰であるかどうかの問題、これもすでにお話をありましたが、今年が卒業生が最高であります。そうして来年からは最大の卒業生を出しますところでも八十名、それから少いところで四十名、それ以上の学生を取ることはできなくなつております。ですからこれが續いて行ければ決して過剰になるということはないと思います。それで結局この医薬分業に当たりましても、勿論専門の薬剤師のかたにお任せするそういうこともあります。ようし、併しながら又そうでなくて行ける人もありましたよし、それは必要があつてそそののでありますして、決して強制されてすべきものでないといふふに私考えております。まあこれらくらいにいたしまして、何か御質問がございましたらお答えいたします。

○証人(芦田忠雄君) 前証人の各位  
が、大体私が考えておりますことと同  
じようなことをお述べになりましたの  
で、余り述べるところがないと思いま  
すが、証人の責任といたしまして少し  
申上げたいと思います。私の大学にお  
きましても、薬理学及び処方学の講義  
につきましては百六十時間余りの時間  
で講義をいたしておりまして、大体児  
玉東大医学部長の説明されたところと  
同じだと思います。九州の薬理も、東  
大の学部をそのまま受継いでおるとい  
つても差支えないと思います。薬理の  
教授は福田教授であります。貢助教授  
は处方或いは調剤に関するかなり浩瀚  
な図書を出しておるくらいであります  
が、私は専門が細菌学でありますから  
ら、そちらのほうは詳しくは見てはあ  
りませんけれども、医学を修めたもの  
が調剤能力がないというようなことは  
あり得ないと感じておるのであります。  
それから薬学科の設立に関する考え  
かたといった御質問がありましたので  
すが、それにつきまして一言申述べま  
す。九州大学は、十数年前くらいから  
薬学科の創立を希望いたしておりま  
す。昨年の旧制の薬学科ができまして、  
四十人の学生を入学させました。本年  
新制の薬学科にこれが代りまして三十  
人ほどの学生を収容いたしております  
。私ども薬学科を創立したいといふ  
うな薬の進歩といいますか抗菌性物  
質……、化学療法剤と一括して申上げ  
ればそれでいいのであります。が、そ  
いつたものに対する進歩或いはその他

万般的治療薬の進歩は非常に目まぐるしい、こういった場合に、先ほど阪大の医学部長から御証言がありました通り、薬学科がありませんなど、医学部のほうで薬理的或いは内科或いはその他の科で、こういった薬を作つたならば、こういう効果が出てくるのではないかといったことを教授が考へ出しても、それを自分たちが合成するといふことができませんですからして、関係方面にそれを頼む或いは東京に行き或いは大阪でその方面に頼みに行く、場合によつては理学部或いは工学部の方面的教授に頼んでそれを作つてもらう。そういうようなことではやはり十分に機能を發揮することができない。従つて私たちが薬学科の創設を望んだ最も大きな希望というものは、同じ学部のうちにその合成乃至分析或いはその他いろいろ、そういう薬の発見に従事される専門の教授があり、その下にそのことに従事される助教授以下の研究者がたくさんおるということが第1であるということなのであります。私は甚だ申訳ない、ようした感じが薬剤師のかたにはするのでありますが、薬学科において調剤学が非常に必要であるから薬学科を創設して欲しいといつたようなことは余り考えたことがないのです。これは私細菌学の専門家として個人の恐らく考えであります。しかし、薬理のほうの先生はそういうことは考えておらないと思うのであります。併し私どもの薬学科にも、現在は五講座であります。

を申請しております。若しもそれから許されれば、その設立が許可されれば調剤学の教授ができることになつておられます。従つて我々も、薬学科において調剤学を決してないがしろにしておるわけではありません。調剤学の講座により薬学科の学生並びに延いては一緒にところにある医学部の学生にも調剤学の知識が従来よりも更に重ねられるということを念願しておるわけであります。では私は現在の、今までの医学生にやはり調剤能力があるのではないかというふうに考えております。薬学科の設立に対する考え方たというほどの程度であります。

医師から調剤権を取つてしまふと、先に申しますと、やはり私は強制的で申述べることは、只今は略して置きます。又後ほど申上げてもいいと思ひますが、とにかくそいつたよう感想は、私が実際に不合理的ではないかと、こういうふうに感ずるのであります。で、強制医薬分業ということよりも、やはり從来通りの任意医薬分業でいいのではないかと、この間、私どもが周囲の医師或いは大学を出ておられる方々が、自分で調剤をして授業をされておつて、そのために患者が非常に不幸な目に会つたかということを私はいつも考えておるのであります。が、やはり自分が細菌学が専門でありますし、自分自身が医師の免許状は持つておりますけれども、患者を治療したこととは全くないといつてよいと思ひます。自分が飲むとき、場合によつては自分の家族には胃散程度のものを作ることはあります。それ以外にはしたことがないのであります。教育者の立場から言えば私も医師としての考え方というのがあるわけであります。が、私はいつも医師でない自分が、医者でない場合にこのことをどう考へるかということを自分でいつも考へているので、今度の強制医薬分業というのが、患者の立場にあつてよく考へて見た場合に、果して患者の幸福をもたらすであらうかどうかということをいつも真剣に考へておるのであります。

○委員長(山下義信君) 次に九州大学  
医学部長戸田証人の御証言を願ひま  
す。

質……、化学療法剤と一括して申上げ  
ればそれでいいのであります。そ  
いつたものに対する進歩或いはその他

〔委員長退席、理事小杉繁安君委  
員長席に着く〕

る私の個人の考え方ですが、私も前証人の各位が述べられたのと大体結論は同じであると存じます。結論から

で申述べることは、只今は略して置きます。又後ほど申上げてもいいと思ひますが、とにかくそういうたよな感



はそういうことを言つておりますが、サムス氏はそのことを言つておりますが、非常に不思議に思われるのです。日本人はそれほど不思議に思つておらん。即ち私もこの委員会で曾つて申したことがあるのですが、四十ほど前だと思つます。が、医業分業法案がやはり国会に提出されたときから多少私はこの問題に興味を持つておるのであります。その後西洋に行きましたときに、特に医業分業につきまして、三年間西洋各国におつたのであります。聞いて見たところによりますと、私のいましたアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、オーストリア、ハンガリー、チエコスロバキヤ、オランダ、ベルギーのいずれの国においても、医者が日本のように調剤して売つているところは全くないのであります。法律で強制していようと、それが慣習法として行なわれていようと、ともかくも全般に行なわれている所は先ほど田中さんもおおきになりましたように、若干の例外規定などはどこでも認めておりましようけれども、原則としてはそんなことをしておるところの国は米欧先進国ではどこもしないのです。そのことがはつきりしていいないと、これに対する私は国民党としても議員としても判断が十分つかんと思うのであります。それが実はつきりしておらん。

度上は同資格のものになつてゐるが、そのことがはつきりしておらん。今日では薬剤師といふものは大学を卒業して国家試験を受けなければならぬが、殆んどそういうこと、即ちこの二つの前提としてもどうしてもそれをはつきりして置かなければ、これに対する判断ができるないといふ最も重要な判断であるということ、それから第二に、薬剤師がそういう高度自然科學の技術者という、この二つの大前提ははつきりしておらんために国民が非常に迷うので、まあ議員にも私はそういう共通の点があるかと思うのですがあります。この前提は私の実験からいたしまして、又そういう薬剤師がなかなか大学卒業生であつて国家試験を通り抜ければならんものであるといふことは……。これは皆さんも御存念でないだらうと思うのです。それで皆さんに今日国会が聞かれようとしておられます点は、主として大学の医学部としてこの大学に、例えは兒玉さんのお父様のところでは医学部に薬学科とそうして医科といふものに分れて、そうして旧制大学は医学部に薬学科とそうして医科といふ二部に入り、医学科の人は三部に分るといふようなことで、高等学校で五大学の部長さんが先ほどお述べになりましたその薬理学は、私の理解するところでは医学に属するものであります。そこでその薬理学或いは薬物学として、いわゆる薬学に属するものではありません。即ち薬理学を知つている、従つて

处方箋を書くことを知つてゐるから薬剤師と同じように薬学を知つております。又それが調剤することが妥当であるといふことを望んでいらっしゃるのではないかと思うのであります。私の解釈が間違つておりましたら一つ御訂正をこの際お願ひしたいのですが、薬理学というのは即ち医学の一分科であつて、そうして薬品が体内に入つてどういう生理作用をするものであるかと、いうことを研究するのが薬理学である。そのためには医学全般の知識を必要とするのであって、例えは重曹といふものが体の中に入つて来るならば……私はそういう医学も素人でありますからわかりませんが、例えは胃液なら胃液と合加してどういうものになるか、或いは体に吸収されてどうなるか、或いはどういう作用を及ぼすのかというようなことを研究するのが薬理学であつて、その薬理学を十分に明かにするためには、勿論生理学も必要になりますから、解剖学も必要であつてしまふし、或いはその他の内科学とか外科学とか、全般の医学が必要になります。ところが薬理学の一分科であつて、又薬理学や薬物学の専攻者は、学位の上におきましても医学博士の学位を受けられるのだから、う思うのであります。ところが薬理学というのは、即ち薬剤師の諸君が張しておられるのだけれども、薬業というものは、今重曹の例を申しましたが、重たちにはつきりして頂く必要が私はあるのではないかと思う。医業というものは、

曹ならば重曹といふものは重碳酸ナトリウムと云うのであつて、こういふ化学成分を持つておるものである。そしてそれはどういうところの重曹というものが、果してこの化学的に純粹なところの重曹であるかどうかということのためには、この重曹を例えれば水なら水に溶かして、果してこれが重曹であるかどうかということをば、化学的に分析して闡明にしなければならない。そういうことのためには、全く大学の薬学科で勉強して来るところのケミストリー、化学の知識、定性分析、定量分析、或いは植物性の薬品であるとか、そういうようないわゆる薬学の部類に属する、人を対象としているのではなくて、ものを対象にした、即ち自然化学が必要になつて來るのであります。それは即ち薬学といふものと、皆さんたちがおつしやるところの薬理学といふものとは全然違うものである。勿論學問でありますからお互に関連性はあります、その本質、内容といふものは異なるものであるといふことはつきりして頂くといふこと我が々の要求するところなんです。それで医薬分業の問題について考えて行きますといふと、医薬分業は原則としていいことである。併しながらいろいろな事情で以てそれを法で強制することはいかんといふのが、五人のかたがたの結論であつたと思うのであります、併し原則としていいということは大体皆認めておるよう私伺つたのですが、それでこの學問としての分れ目をはつきりして頂きたいといふのが我の要求なんです。それでお医者さん

うな基礎学に対して、婦人科であるとか、小兒科であるとか耳鼻咽喉科であるとか、いろ／＼勉強をしておる、最後に薬品に関する手段としての治療をするということになると、ここで最後まで結論として、どんな基礎学を集約されたところの、皆様がたの医学というものが、ここで处方箋を書くということに結論として集約される。そして処方箋をお書きになると、これは医学の部類に属することであつて、それを薬局に持つて行つて調剤してくれということになると、これはさつき重曹の例について申上げましたが、例えば阿片なら阿片というものが、果して日本薬局方に適合するところの純粹な阿片なりや否やということは、これは医学の範囲から離れて、薬学の範囲に属するのでありますから、その薬学としての基礎の上に立つた、丁度お医者さんが処方箋を書くということの結論を見出すくらいのいろ／＼な基礎的な医学の勉強をしていらしやつた。今度は調剤というそれに対応する一つの療法の上においては、そのものを対象として勉強して行つたところの薬学といふものが基礎になつて、そこでお医者さんは処方箋を書いて、そうして处方箋に基いて薬剤師が調剤する、これを患者に交付するという一つの医療行為が生れて來るのであつて、その學問としての分れ目ははつきりして頂くといふことが非常に必要なんです。それで医薬分業の主張者、或いは西洋医学は医薬分業をやつていないとこはないのですが、その立場からすれば、それはやはり医学をやつて来て薬品、この重曹なら重曹が果して純粹なるも

—

が定性分析、定量分析というものは薬剤師に比べれば、やつて来ないところのものよりも、その専門家である薬剤師にやらしたほうが、それは科学的に正しいことである、又医療行為の上からもそれが合理的であるという建前から薬剤師の諸君が主張する立場であると思います。だから薬物学、或いは薬理学といつておると思うのですが、薬理学は医学の一部で、薬剤師の薬学科で児玉さんの御経営になつておるところの東大の医学部の中に、医学科と薬学科にわかれれておると思いますが、薬学科で教えておるところのその薬学というものと、医学の一部分であるところの薬物学というものは違う。薬物学というものは結論として、私は医学は知りませんが、処方箋を書くための学門、薬剤師は処方箋を書く法律的権能も持たないし、処方箋を書く知識も持たない。それは非常にさつきの御証言で五人のかたんへは皆非常に茫漠としている。わざとしておいでになるのか、私そういうふうに解釈したくなはないのであります。が、薬剤師は処方箋を書く力もないし、法律的な組織もないから、お医者さんだけが持つていて、それと同時に薬学をやつて来ないから、この薬品は純粹なりや否やということを、一応薬局方を習つて来ていると言ひになりましたけれども、それのは薬局方に基いて定性分析したり、定量分析したりするのはお医者さんじやないのです。医学の範囲じやない。その点をはつきりして頂く必要がある。それについて、私どもの申上げていることについて間違いがあれば一つお直し願いたいと思う。これが児玉さんに

○証人(兒玉桂三君) 只今の御質問でござりますが、勿論薬学の課程といふものと、それからして医学の課程といふものとはおのずから違つてゐるので、我々は調剤ということを教えて、いうことを申上げたわけであります。すが、薬理学といふものの形においして、少くとも調剤といふのはどういうことかということについて大体御質問の要点は結論から来るのじやないかと思います。それでつまり調剤といふものになりますと、ここに薬剤師が作りました一つの薬といふものがある。その医者に與えている薬については、この医者が全面的に、これは確かにいいものであるということを信用して、薬局においては薬局方以外のものになりますといろ／＼問題になりますけれども、とにかくこれはこういう成分を持つてゐる、これを処方箋に書きまして何グラム何グラムというようなことでただ計つてそれを患者に與えるというだけの技術、その調剤といふものは或いはもつと深い込み入つたものがありましても普通の調剤といふものはそういうふうになるわけであります。特にここに薬剤師でなくちやできないといふ技術、医者ではできないといふ技術はないのです。一般的の科学的な操作ができるならこれはできるのであります。だからその調剤といふことの範囲について参りますと、このくらいの調剤はできる、薬を作るということになればお医者さんはできない。处方を書くということはできるが、両方できない。調剤といふことになりますとこれはできるといふことがありますとこれはできます。

は初めからお答えはわかっているのですが、そこでお尋ねしたいことは、あなたの大学の病院におきましては、お医者さんも調剤のことを薬物学に関する多少お習いになつてゐるのだけれども、やはり薬局は恐らく薬学者がやつていらつしやると思ひます。ほかの調剤もやはり大学の薬学科を出た薬剤師がやつておると思ひますが、それはどうなつておるか。即ちお医者さんは薬局で調剤していらつしやるかどうかということと、今の御答弁に関連して、この調剤術というものは、薬剤師の主張するところによればあくまでも薬学の最後の医療行為の結論としての薬字を勉強しておると主張するのですが、それで日本の法律は大体そういう建前をとつておると私は記憶しておるので、それが例として調剤術は医薬が分業にならないで兼業になつておるのだから、事實上町医者がやはりちょっとぐらい知つていなければならんという意味でお知りになつておるのだと私は解釈するのですが、医師の国家試験の課目の中に調剤術があるのかどうかということと、それから薬剤師の国家試験の課目には勿論それが含まれておると思うのですが、それについて一つ児玉証人、それから薬科大学の村山さんの御両名から一つお聞きしたいと思ひます。

れません。或いは今後出るかも知れません。併しその技術というものがですね、その試験を受けてとらなければならんほどの、つまり知識的なものを要するものじやないと、いうふうに、或いは言うかも知れません。

○委員外議員(吉川末次郎君) あなたがおられる病院では、……。

○議人(見玉桂三君) 全部薬剤師がやつております。

○委員外議員(吉川末次郎君) それはどういう理由でしようか。

○議人(見玉桂三君) それは専門を尊重するという意味においてやつてゐるということになります。

○証人(村山義温君) 只今の吉川さんの御質問に対して国家試験に調剤学があるか、これは将来のことは、私試験委員でもございませんので、当局の問題でありますから申上げませんが、今までの国家試験においては調剤学といふのは学説試験並びに実地試験においてござります。従いましてこれは国家試験においても薬学のほうの重点であります。薬科大学の学科課程においても重点であるということは、先ほども申し上げた通りでござります。この調剤学が薬学においてどういう位置にあるかということを、この際ちよと附加えて申上げて置きます。只今吉川さんも仰せられたごとく、調剤学といふのは薬学の主なものであるし、又これをやりますのに、ほかの分析学とか、或いは薬化学でありますとか、いふようなものはすべて調剤学を完全にすべき課程における学科と見做してもいいくらいあります。勿論これは今までの薬学の専門学校の課程の話であります。又新制大学の課程の話でありまして、そ

ういう次第でありますから、この調剤を學が医学のほうではどういう程度でやるか、實際において、そのために調剤學、或いはそういう調剤に関する技術をおもにこなして行くか存じませんが、薬理學を學んで今まで学校でやつて来まして、國家試験においても重要な学科であるのでありますから、國家がそれを以て薬剤師を養成しておるのでありますから、これを以て薬剤師の專業でなく、ほかの業で兼業させるということについて、教育をどうしてやるか、大學教育を何故そういうようにやるのかと、ことについて、甚だ疑いを存するわけではありません。大學を完成し、独立の薬剤師を養成させる。そうして國家試験を受けさして水準に達したところの薬剤師を養成した以上は、これを以て本業を完全にやらせることができ理想ではないかと存する次第であります。従いまして、この分業の問題につきましては、法律を以てはつきりと薬剤師を以て調剤行為をやらせる、処方までは医師がやるというふうにはつきりきめられることが私は妥当ではないかと考える次第であります。

あるのじやないかと思います。薬局には一定の薬品を置かなければならぬということと、それから非常に微量の毒薬等を計ることができるので、そこでの精巧なる微量天秤を備え付けなければなりません。冷暗所、薬品を貯蔵する冷暗所を作らなければならぬという規定が昔からあります。薬局は医者が開くことはできないのであります。普通薬局とか、薬局生とか言つておりますが、それは間違いで現在でもやはりお医者さんは薬局を開くことを得ず、従つて薬局に関するところの規定である〇・〇〇幾らまで計れる微量天秤や、又、冷暗所を設けるというような設備を持つていいのは間違いで、今日までは、町の医者はモルヒネといふようなものであれば、計る天秤がないから、何かほかのニュートとか何か混ぜて十倍か百倍ぐらいにして、そんな細いものを持たないでも計れるようになりますとやりになつてましたと思ひますが、村山さんは、衛生試験所の所長をしておられたと思いますから、その点について一つお教えを願いたいと思ひますとお話をなつておるかと思うと、が、黒川さんは医薬分業はいいというようなお話になつておるかと思うと、又医者が医療行為の全部をやつて、調剤投薬することも理想的な医療状態であるといふようなお話をあつたと思うのですが、あなたの大学の附属の病院では、それではお医者さんが調剤して薬を與えるのが理想状態ですから、最もとより日によつていろいろ分量を変更局の設備がなくて、薬剤師に調剤をさせないでお医者さんがやつてるかどうかということ、ジキタリスは

えて行かなければならんものであります  
すが、あなたのお話によると、というと何  
か処方箋といふものは一ヶ月も、二ヶ月  
月も通用するようなお話をありました  
が、医業分業になれば、当然に診察した  
ことに毎日処方箋を渡さなくちゃや  
らないのであります、いわゆる二つ  
の点について私あなたのお間違いのよう  
に思うのですが、それに対しても答へ  
を願いたいということ、それからあなた  
たは医業分業でなしに兼業が理屈的状  
態であるとおつしいましたが、そうち  
するとサムス准将が言つてることに対する  
して、あなたは金的に御否認になること  
になりますが、サムス准将が言つた事  
ことに対して、御否定を持続されるの  
かどうか。この三点についてお伺いいた  
たします。これでおしまいであります。

におきましては、薬局において、分析の設備もやはり十分でなければならぬのであります。そういう点におきましては、大部分の大学の薬局においてはこれは完備しておるが、市中の薬局のことは、これらは全部見ておりませんが、近來調剤室はいろいろ整備されまして、二坪以上の調剤室を備えておるようになります。又天秤も相当に備えてはおるようになっております。さようにいたしまして、お医者の方は調剤室は拜見しておりませんが、若しくは見受けております。薬局においては或いは薬局において微量天秤まで備えて毒薬といふなど正確に計り得るというのに、医家の調剤室においてはそういう設備がないとすれば、これは若しやるといたしましても、毒薬の調理において誤る点が多くあるのじやないかと思うのであります。薬局においては或いはまだ十分に整備していない所があるかも知れませんが、大体におきましてそういうのが原則で、実際においてもどういう設備かしてあると私どもは觀察しております。まあどつちかといえども、やはり薬局において薬の調剤をすると知れませんが、大体におきましてそういうのが強制で、実際においてもどうしてもそなへばならない。今の設備から申上げましてもそういう結論に至るわけでありまして、そういう設営業で早急にはつきりきめなければならんという結論に達する次第でござります。

おいて医薬分業なのでありますか、これが決して医者による、こういうふうに申上げたのであります。それからそうすると大学では、これが調剤をしているかどうかといふと、それが調剤をいたしておりません。これははるかに論先ほど私が申しましたように、私は大学においておりますので処方箋を発行するだけであつて、自分では調剤をしたことがない、こういうふうに私申上げ通りでありますので、私どもの大学になりますものは殆んど誰もそういうことはしておりませんと思います。併しは強制的に外に行つてもやれないと、いうからやらない、そういうような意味ではない、というふうに私は解釈しておりますのであります。又ジキタリスの問題であります、今日処方で間違い、くそれが與えられ、又時間的にも患に幸福を與えるような治療ができるのであれば、これは处方で勿論私どもは教育に、大学の面におきましては、分は棄を持たないのであります、それはもう毎日一時間……。

よりか、医者のことを多少知っているところの薬剤師がやる、それから医者が薬剤師のことを多少知っているから、ほかの人よりか余計知っているから、それを間に合わせにやる意味であります。して、原則的の意味ではございません。その点誤解のないようにお願いします。

○ 肇人(村山義温君) 暈往の歴史について  
りますが、これが出了のは明治半間であります。しかし、その氷の間に日本の大業局といふのが何故今日まで発達しなかつたか。どういうところにその欠点があつたか。何故民衆の信頼を受けなかつたかといふことについて一つ御説明願いたい。

○証人(村山義温君) そういう点については御質問したかたのほうがよく御承知でありますから、私から御答弁をなさればならなかつたといふことと、恐らく裏表であろうと私は思うのであります。どうお考えになりましょうか。

このことにつきまして私どもも同僚議會とよく協議して、そうして正しい法律を作成しなければならない、かようになります。まあ存じておるわけでございます。

お忙がしい中を御苦労願いましたのは、只今藤原委員が仰せられたような理由でございまして、我々の目的は医学科大学の教育において調剤ができるような教育が行われておるかどうかといふことが大きな問題でございます。それにつきまして村山先生にお伺いしたのですが、今朝からいろいろ大学の先生がたの御意見は大体において同様に近いように拜承いたしました。勿論薬剤は薬剤方面の人が担当するといふことは、これは好ましいことではございましょうが、併しながらこの大学で今行われております教育程度で医師が調剤することがこの教育課程では不足でございましょうかどうでしようが

店の主人がレントゲン写真を見て成るほどここに肺の悪いところがある。これはいけない。これにはやはりこういう薬を用いたなさいといつて薬を患者に與えているということを、実見して来た人から私は聞いたことがあるのであります。こういうことが必ずしも稀ではないと私は思うのであります。そういう点についてどうお考えでございましょうか。

して販売する。いわゆる薬局を構成したしまして、将来においてはそういうことはないようにならうにいたしたい所存でござります。それよりかお答えすることはできません。

聽会を開いたときに、或るかたの証言の中に、医者には調剤権がない、調剤能力なしといふようなお言葉がございましたので、私たち素人でございますので、調剤の能力がない人が処方箋を出すというところに非常に疑問を持つたのであります。私たちは少くとも国議員として立法府にあります以上は、医者の運動、薬剤師の運動に左右されてこの法案が決定されることは大

ん同じよ」とおもいますが、それがどうかと、医学部の教科課程の中に薬理学、その薬理学の中に処方学、調剤学を教えておるということであります。過去數十年間そういうようなことになつておることを田中証人からも伺いました、私自身もそうであろうということを承知いたしましたが、今後医学教育においてこの薬理学並びに処方学、それから調剤学が今までと同じようにやはり教えられるお考えでしようか、そ

○証人(村山慶温君)　お答へいたしました。既往においてはそういう今仰せられただことがあつたかも知れません。併し今回の新制薬科太学におきましては、まあ英語でエシックスであります。が、薬学倫理道をしつかりやるつもりでありますから、その点については将来の薬剤師については御懸念はないと言ひます。

ます。それを見ましても、これが少しも不自然ではない。当り前の道であると私は思います。併しながらだ我我がここで、立法府でいわゆる強制医薬分業といふこの法律を作るに当りますして、いろいろなことを考えなければなりません。それでいろいろお尋ねをされるのであります。なぜ日本の薬局が何十年もの間、民衆の信頼を得なかつ

きな冒瀆だと思うのであります。広く国民大衆の福祉の上に立つて、法律を作らなければならない。かように信じておりますので、そこで医科大学におかれましての教科課程において、果して調剤能力があるかないのか、そういう教育をしておいでになるかどうかといふようなことを伺いしたいのが、本日お出で願いました重要な理由であ

の点を一つ兒玉証人から……。  
○証人(兒玉桂三男) 只今の御質問でござりますが、勿論私どもは今後におきましても從来或いはこれ以上にやはり薬理学、調剤学という一つの専門的な講座にすることはないと存りますが、從来通り薬理学の中におきまして少くとも最低限度必要な調剤の知識と、いうものは教えて行くつもりであります。

○有馬英二君 御承知のように薬剤師の身分がきめる法律が出ておるのであ

たかということになります。これは一面において日本の開業医が薬を売らな

つたわけであります。従いまして今日  
いろ／＼お話を伺いまして、それで又

○藤森寅治君 す。  
今日証人の先生がたに

ありまして、いろいろのほかの分析とか薬物とかいろいろ学科がございます

が、それが調剤学をやらんがための学科というふうに見ても差支えないほど調剤学に重点を置いておるのでございまして、従いまして薬剤師が調剤をやるということはこれはどうしても動かせないことがあります。医学部のほうは存じませんが、医学部のほうは恐らくほかの学科が重点になり、それが薬理学の中に調剤技術を多少おやりになつておると思いますけれども、薬学においては調剤学とはいさか又違うのじやないかと私は考えるのであります。従いましてこれはどこまでも分かれでやつて行くということが本則でござります。但し禁止するかどうか法律上の問題になりますと、これは為政者の問題でありまして、我々学校の者がかれこれ御説明申上げる筋合のものではありません。ただ我々は学科並びに国家試験を受けて、そうしてそれゞゝ独自の職務を持つた医師、薬剤師となつたのだから、これはそういう医業、薬業は分かれてやるということが本則だと申上げる次第であります。

○蛭人(村山義溫君) 私の今の薬学の見地から申しますと、医学科において調剤学をやるのは不十分だということをはつきり申上げます。従いまして調剤は法律を以てもやはり薬剤師がやり、医者はほんはやめてもらうといふことが本則だと思います。これは私の意見であります。法律をどうしようか意見ではありません。法律をどうしようか意見ではありません。

めにこの際はつきりと學問上からお示しを願いたいのでございます。先ず村山先生にお伺いしますが、調剤というものの定義を聞かして頂きたい。

○証人(村山義溫君) じゃお答えします。調剤というのは化学物、藥物で純粹ではありませんが、一つのもの、例えば重曹なら重曹、それからチアスターぜならチアスターぜといふものを一つの藥物と見なす。そういうものを合せて、そして醫療の目的に使用するのを調剤と申しております。併しその調剤ということについてもいろいろ機微な点がござりますので、まあよくのを水で薄めるのは調剤かというようなことがございますが、そういう機微な点に至りますと、どものも多少境目がございまして、はつきり申上げられない点もあるのじやないかとこう思うのであります。併しながらはつきりした藥物を二つ以上合せたものを調剤と普通申しております。それについてはいろいろ、合せれば作用して、そして効かないものもありますし、或いは却つてそれが毒になるものもあるというところを調剤といふものについては相当の説明を要するところであり、又化学のむずかしいところであり、又いろいろ鑑別するところの鑑識もつけなければなりませんし、又分析してみていいか悪いか、それが古いか新しいかということを又調べるところの分析学も知らなければならぬといふところに結論を持つて行くわけであります。そのけじめに至つてはやはり動物と植物との境がないと同じように、学問上の細かいところになりますと、差別の言ひがたい点が多くあるのじやないかと思うのであります。

伺いたいのは、調剤学という本によると、薬を調合して薬剤を作ることが調剤とこう書いてあります。薬品のを混合しないで、医師が患者に交付する場合はこれは調剤ではないのでしょうか、どうでしようか。この点を聞きします。

○ 説人(村山義温君) 調剤ではそれがないでしよう。単独に與えれば、今のような調剤というのは二つ以上合せられたいう意味ならば……併し処方箋だけを医者が與えて調剤は薬剤師が、切薬の材料は薬剤師が供給するといふことに御解釈を願えれば、單独の薬品でそれが毒物であり、危い物であると場合においては、先ほど申上げたとくに天秤で計ることも医師よりか薬剤師のほうが正確にできるという意味から、授業をするということはやはりあります。薬剤師でなければいかんという原則にのるわけですね。ですから調剤というふうに余り極限されるとそういう御解釈になるのじやないかとこう思うのであります。

○ 松原一彦君 そうなりますと、ここは法律のこの文字の上に非常な意義が生ずる。国民党は納得が行かないのみならず、医師のかたも私は納得がお行きならないだろと思う。授業を禁ずるのはないのです。(薬剤師でない者は、販賣又は授與の目的で調剤しない)とはつきり書いてあります。この文字が三ヵ所に出てゐる。しかし文章の中に……「自己の処方せんにより自ら調剤する」と

一四

は、この限りでない。」と云う三ヵ所に  
出ております。そこで疑義はこの調剤  
の定義にかかるておる。これが三年以

下の懲役に行くか行かないかの境であります。医師としては実に容易ならざることであり、世界的に医学の問題とし或いは為政者において、政治の衡に当ういう障害が起つてどうだということは、やはり実務に当つておるかたゞ、

では、立法例としてはこういう立法例  
がどこにあるかと今質問しております  
が、実は世界のどこにもいらっしゃ  
ない御改正になつたらしい。私の申上

い。アメリカの一州にあるという。帝政時代のドイツには昔はあつた。現

在にまたわからなしと聞合せ中たゞ  
いうことであります、これは實に重  
大な問題でありますから、それでこの  
○松原一彦君　これは大変なことにな  
ります。調剤ではなくて、あなたの御

際実ははつきりいたして置きたい。そこで薬局方によつて一つの單剤を、そういう言葉があるか知りませんが、原見解は投薬してはならないという御見解とこう思うのであります。が、そうなりますと、これはこの法律の文字の上

剤といいますか、アスピリンならアスピリンという薬をば錠剤にし、又は粉末のままであるものを医師が何日分かお聞きしておりますのは、教育のお立

に分割して、或いは粒を何粒とこゝに指定期して患者に與えた場合も調剤といふ名の下に処分せられるのであるか。粉

が日本の権威者としてこれを御講義になつておる立場からも、調剤というものは定義がつらうよ」となると、うるさいだらう。こゝが重大な問題であつた。

るがどうか、それが重い問題である。の矢事が和からずして、ナニと、これは今後非常な大きな問題が起  
ますから、そこで一専門家中の専門  
家である薬科大学長にはつきりとお聞  
いて来て、実に立法上法律をどうして

きいたしたい。  
○証人(村山義温君) それは只今申上  
げた通り特例中の特例でございまし  
こううものを作つたかとしうことに  
なりますのであります。そこで私どもは  
は素人でありますから、愈に念を入れ

て、原則として投薬は薬剤師の仕事である。処方箋までの仕事は医者の仕事である、こう申上げたわけですが、いま

す。それが法令上どういうふうな支障を来す、どういうふうなことになると、いうことにつけて、為政者においてはならないという御意見であると解釈すべきではない。

然るべく御検討頂いたらしいのではな  
いかと私は思うのであります。私は先  
してよろしうござりますか。  
○証人(村山義潤君) 先ほど申上げた

通り、薬品には劇薬があり、毒薬があるりいたしますので、これを天秤でいやしくも計る段になりますと、やはり薬剤師の業務にしたほうがいいのだろうという考えを持つております。

○松原一彦君 どうもそれは頗る前後矛盾しておると思うのです。天秤で計るのでない。一つの錠剤或いは粉末剤をば、できておるものそれを投薬してはならんと今先生はお話になつたように思つたのです。前段においては……今はこれを天秤で微量にまで扱つてやることは薬剤師の責任であるというふうに変つたようと思う。そこには私は大きな矛盾があると思うて解釈に苦しみますが、実はこれは参考資料としてここに出ておりますが、内科用の薬品として医師が備え付けておくべきものを日本医師会の調べたところによりますと、局方の薬品で八十九種となつております。私はもつと数百種に上るものかと素人流に考えておりましたが、八十九種とあります。外用二十五種とあります。これは恐らく調剤するものではないと思う。若し医師が日本の政府の公認したる薬局方の薬品をも患者に與えることができないと、外用の措置の薬も扱えないことになる。これは外科のときにはつけられわかつておるとこらの抗菌剤が扱えないことになるのであります。薬は一切医者は扱えないということになるのでしょうか。或いは或る程度までは医者が扱つてもいいのございましょうか。これは実に重大な問題でありますから、この際是非明らかにして置いて頂きたい。

今は歐米諸國のようになることは当然のことと思ふし、なるがいいと思います。併しこれは嚴密なる意味におけるところの医師に調剤を禁じた結果ではないの常識が発達をし、又それによつて非常な大きい利益があるというところからこうなつて参りましたので、将来必ずこうなるものと信じますが、日本の現在の富の程度、それから日本国民の今日の常識の程度、又医師薬剤師の分布等から見て、それで誠に厳密に分割にくいところがあるがために、ここに医薬の分業が法律で制定、強制せねりやならないか、或いは発達の程度に応じて任意分業とせなけりやならないかというけじめがあるのであります。で、お目にぼしがあるということであるならば、これはもう法律を制定する必要はないのです。実を申しますと、今日といえども薬剤は薬剤師でなければ扱われないのであります。が、医師に限つてその調剤が認められておられます。これは私は先刻來の各大学の学長のかた々から御意見がありました通りに、決して完璧ではないけれどもが、一応医療上に医師は調剤することができるという能力を與えておるのだということでありますから、これはわかります。はつきりわかります。それを将来予想してこの法律に服従するわけには行かないのです。又現行法でも、医師以外の者が調剤した場合においては、同様の罰則があるのであります。医師そのものが罰せられるのであります。医師以外と申しますの

を殊更に、むずかしいものを殊更にここで境界線を作つて、そうして間違えたらば、処分になるぞという峻厳な法律を立てるというところに、私どもは國民に対して、又これから後の医師に對して或いは薬剤師に対しても深く考慮しなけりやならんとこう思うのですから、私は無理を申すつもりじや決してないのであります。決して先生がたを責めるわけでないのです。その点ではつきりここにして置かないといふと、この立法はできません。そこで村山先生の御意見はわかつたようなわからぬよう御意見でありますから、私は失礼ですけれども、これから先お尋ねすることはやめまして、この点につきまして他の医学部長の先生がたにお尋ねするのですが、調剤といふものは一体どういう定義を持つておるものでございましようか。二つ以上の薬品をコンペウンドすると書いてありますから、調合してメディシンを作るというのであるならば、調合しない薬を今後医師が與えても、これは犯罪にならないのであります。助かるのであります。この法律を施行しても……。ここに之見解を一つ医師側のかたからお聞きしたい。

二グラム半これを三包に分けてやつても、これも調剤だらうと思うのです。  
○松原一彦君 どうも、思うのですで  
は、不安なのですが、どうか他の先生  
がたから……。

○証人(見玉桂三君) やはり処方を書  
いて患者に與えるというプロセスそれ  
を引継るめて調剤といつておると思いま  
す。一方の場合も、二つの薬を合せ  
る、水で薄める、膏薬の場合もあるだ  
ろうと思います。いろいろの場合があ  
ると思います。その間の過程すべてを  
調剤という言葉で引継るめて呼んでお  
る。こうしたことだと思います。

○松原一彦君 重ねて伺いしますが、  
この薬品ということと薬剤ということ  
とどう違うのですか。

○証人(見玉桂三君) 同じことですが、  
この薬品ということと薬剤ということ  
とどう違うのですか。

○松原一彦君 同じことと心得えてよ  
ろしうございますか、原語は違うよう  
ですが……。

○証人(見玉桂三君) 同じことだと想  
います。

○証人(戸田忠雄君) 私も医師が薬を  
取扱つて量をきめるということがやは  
り調剤だらうと思います。だから錠剤  
であれば一粒やるのがいいか、二粒や  
るのがいいかということは素人にはわ  
からない。診察した結果この人には一  
錠やるのがいいか、二錠やるのがいい  
かわかるので、アスピリンなら自分で  
服めると言いますが、これは素人は盲  
蛇におじすでアスピリンを服んでおり  
ますが、アスピリンの飲み方といふもの  
のは処方箋によつて服まなければ本当  
の効果といふものは期待できないとい  
ふうに考える。ですから調剤学の定  
義で言つておる調剤ということと、医  
師が普通使つておる調剤ということに

非常に心配しておるんあります。で  
講剤という言葉かきまらないといふこ  
とを今聞くことは、今日証人として私  
ここへ来まして非常に意外だつたんで  
ありまして、そういうことでは誠に心  
配でたまらない。十分に御審議を願い  
たいと思うのです。どうしてこの言葉  
を入れたかということは、これは立法  
の人々の間においてすでに解決がついて  
いなければならんもので、今この改  
正案がどの程度まで進行しておつて、  
議会からこれがいつ出ようとしておる  
のか、或いは出ようとしていないの  
か、そういうことはよくわからないの  
であります。が、もう少しこここまで来る  
間にそういうことははつきりした定  
義をされておつて、そうしてここに示  
されたほうが私はいいんじやないか  
と、これは私戸田個人の考え方として、  
ちよつと申上げます。

能或いは義務を法定いたすのでありますから、そこで新しくここに問題になりました。只今審議中でありますから、専門の大家のおいでを願つて、万一誤りを残さないよう速記を取つておるのであります。これは将来裁判等になつた場合に、どういう根拠の下にこれが議せられたかを明らかにいたしたい。そうしなければ私ども責任上国民に対して誠に相違ませんと思ひます。大變理窟がましゆうござりますけれども、それでお尋ねいたしたわけでも、いたしたい。お尋ねいたしたわけでもあります。今は御意見によりました。これにはそういうことになると、いと疑義がある、薬学の専門の先生も疑義があるとおつしやるし、又医学のほうの専門のかたゞくも疑義があるということをありますならば、私どもはさよう心得まして、これをはつきりした上でこの結論を得たいと思ひます。

先ほど私冒頭に申し上げましたように、医師といふものはやはり患者の治療といふものに全責任を持つておるという観念のもとに、医学の教育はやつておりますから、それによつて必要な技術の面も十分にやはり教育して行くのが至当である。従つて調剤学もある程度はやはりやるべきだと考えております。

○藤森眞治君 只今の松原議員のいろいろ御不審の点について、一つ薬務局長の慶松さんが見えておりますので、その点について政府の解釈を参考に一々聞いて置けば証人のかたへにも大変御答弁に便かと思います。

○理事(小杉繁安君) ちょっとと速記を止めて下さい。

(速記中止)

○理事(小杉繁安君) 速記を始めて下さい。

○上條愛一君 私一つ教育の立場からお尋ね申上げたいと思うのであります。が、先ほど衆のお話をよりまして、医科大学において薬學を教授しております、調剤の能力があるということはよくわかりました。我々も調剤の能力があると信じます。が故に、今日まで医者が調剤するということに信頼をして参つたらうと考えるのでござりますが、ただ問題は薬學専門学校といふものがあり、又新制大学といふものが新設せられるということでありまして、この薬學専門学校は主として薬學を中心にして教育をして参つておると考えるのであります。その薬學の意味は無論調製業といふような任務もあるうと思ひます。が、主としたまじて調剤を本旨といったしました教育のように我々は考えられるわけであります。そこで

私のお尋ねいたしたい問題は、この調製薬学といふようなものは、医科大学において現在行われております程度の薬学で十分間に合われるのか、或いは薬學専門学校、或いは新制大学といふような、この薬學を中心としたやけり教育が今後も必要であるのかどうかありますか。私がこの一点をお伺いいたすかと申しますれば、我々の今日取扱っております医療分業問題は、本質論と申しますか、と申しますのは、医者が調剤する能力ありや否やといふいろいろ本質論だけではないのであります。医薬分業の問題、これを法制化する必要があるかどうかという点は、今日日本が國策といたしまして、教育の政策といたしまして薬學専門学校を設け、新制大学を新設して、薬字を中心にして日本の教育を行うといふやうなものには、それによつて薬學といつても、主としてそれは私は調剤だと思います。それらの教育を受けて参りました薬剤師といふものがすでに五万以上の数に達しまして、これらの諸君がその本来の仕事といたしますところの薬剤に従事することができないという点に今日この医薬分業の問題が発生しておると考へられるのであります。そこで医薬分業の問題は任意分業でいいじやないか、これは私もそう信じまして、自然のままに発展いたしました。薬剤師の諸君がその本来の仕事に従事することができますならば、これは最も望ましき形であると考えられるのであります。然るに今日までに五万以上の数を数えておりますこの薬剤師の諸君が本来の仕事に従事し得ないものが多數生じておるという点が、今日

何らか任意分業に任して置いたのですが、その実現が困難であるという今日の会実情からいたしまして、これは何か立法的な処置を講じなければ、この医薬分業がスムーズに行われないのではないかという立場から、医薬分業いうものが今日問題になつておるのではないかと考えられますので、そこでこの点を村上さんにお伺いを申上げたいと考えるのであります。

かないで、大局から見て、御英断を願いたい所存でございます。

○上條義一君 私はこの医学関係の先生にお伺いいたしたい問題は、簡単に申しますれば、今後日本において、薬学専門学校、或いは新制大学かも知れませんが、そういう教育を存置いたしまして、やはり薬学というものを専門に教育する必要がありやなしやということであります。医科大学において薬学も教授せられるのであるから、その程度で間に合うものであるか、或いはそういう専門の学校を設置いたしまして、今日のような多數の薬剤師を教育するということが必要であるかどうか。若し必要であるとしたしますれば、これらの人々を教育の必要な部面につけるべきであるということが生じて来るを考えられるのでありますので、この点について医学部の部長さんのはうからの御意見を伺いたいと思いまます。

ういたしましても、そういうかたを活用いたしまして、相携えて進むといふ方向にだん／＼と日本の社会が進歩して行くことは考えられるわけであります。ありますからして、強制的に法律で以て職を與えなければ薬学大学というものをやめてしまうほうがいいという議論は、私はちょっと自分といったしましては首肯しかねるわけであります。お互に相協力して行くということによりまして、十分医薬相携えて行くことによつて医薬分業が実現すると言えます。

○上條愛一君 有難うございました。私は決してやめてしまえという意見を申上げておるわけではないのであります。今後も現状のような医学大学といふものを設けて医学に対する教育を存続する必要があるかということをお伺いしたわけであります。ただお私がこの質問を申上げました意図は、これは少し議論になりますので議論は避けたいのであります。我々は任意分業を現在までやつて参りましたけれども、任意分業といふものでは円滑に医薬分業といふものが行わないと、ところから、今日この医薬分業が法律となつて考へられるに至つたといふことを私は考えます。一例を申しますれば、労働者と資本家との関係におきまして、労働組合といふものは日本においては法律で禁止してはおらないのであるからして、自由に労働組合の発展ができる、労使が対等の地位で労働条件の問題を討議できるということになりますが、問題はないであります。これは経営者側が有力なために、それができないために労働組合法といふ法

律が設けられまして、労働者の団結を助長して行くことが生まれて参つておるがであります。公正に見て今日の医薬分業の問題が起りましたゆえんのものは、多數の薬剤師が教育せられて社会に出でるにかかわらず、医薬分業といふものがスマースに行われずにおる。その現状からいたしまして、医薬分業の問題がこの法律問題として現われて来たのではないか。その責任なり、原因がどこにあるか、ということについてはすでに尋ねをして、又ことは、我々まだ検討の要があると思うのですが、そういう実情であると、いうことを私は考えます。だから、只今のよき御質問を申上げました。たわけであります。有難うございました。

○松原一彦君 今上條委員からの御質問に対する御答弁に私は少しもの足らないものがありますから重ねてお聞きするのですが、これは村上先生にお聞きするのですが、薬事法の第二条に、「この法律で「薬剤師」とは、主として医薬品の調製、鑑定、保存、調剤及び交付に関する業務を行ふ者」だとか、こうあります。今上條委員は、この薬剤師といふものを養成する目的は主として調剤ではないか、かよくな話であります。私どもの解釈するところでは、もつと根本に立ち入つて、医薬品の調製をする者であり、鑑定をする者であり、保存をする者であるという専門の領域があるのでないか。そのうちの一部に調剤といふものがあるのではないかと解釈をするのでありますが、この点如何でしようか。

○谷口彌三郎君 先刻医科のほうでは、例えば大きい所で今年から八十と九であります。併し調剤も一部であります。大分定員が減つております。今まで百五十人程度で探つておりましたところを、八十人乃至百人くらいしかおりません。すつと減つております。殊に国立の大学におきましては四、五十人程度の学年の入学者だと想つております。

○理事(小杉繁安君) 御質問も大体盡きたようでございますから、本日はこの程度でやめることにいたしたいと思いますが、証人のかたには遠路のところ御出席下さいまして、長い間貴重な御意見を拜聴いたしまして誠に有難く感謝いたします。

これを以て本日の委員会は散会いたします。午後三時二十七分散会。出席者は左の通り。

委員	委員長	理事	山下 義信君	東京薬科大学長	九州大学 医学部長 黒川 利雄君	大阪大学 医学部長 戸田 忠雄君	岡山医科大学 常任委員 田中 文男君	東北大学 医学部長 児玉 桂三君	常任委員 草間 弘司君	会専門員 多田 仁巳君	事務局側 古川末次郎君
石原幹市郎君	井上なつゑ君	小杉 繁安君									
中山 寿彦君	有馬 英二君										
長島 銀藏君											
河崎 ナツ君											
上條 愛一君											
藤原 道子君											
當岡 一郎君											
藤森 真治君											
谷口彌三郎君											
松原 一彦君											

昭和二十六年五月二十五日印刷

昭和二十六年五月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁